

令和 2 年 第 8 回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

## 令和 2 年 第 8 回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 令和 2 年 8 月 28 日 (金) 午後 1 時 26 分 閉 会 令和 2 年 8 月 28 日 (金) 午後 1 時 51 分					
場 所	共和町役場 3階 委員会室					
出席及び  欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	菊 池 利 昌	出席	11	上 川 洋 一	出席
	2	高 野 孝 志	出席	12	北 井 清 春	出席
	3	森 孝 之	出席	13	石 田 吉 光	欠席
	4	高 橋 正 志	出席	14	中 谷 秀 雄	出席
	5	澤 田 邦 子	出席	15	小 野 公 志	出席
	6	渡 義 則	出席	16	岡 田 政 則	出席
	7	森 英 雄	出席	17	児 玉 和 幸	出席
	8	新 井 裕 之	出席	18	川 上 芳 浩	出席
	9	藤 田 秀 樹	出席	19	浦 口 義 之	出席
10	熊 原 正 雄	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之	出席	農地係	小 嶋 将 史	出席
	農地係長	青 山 晃 司	出席			
議 事 録 署名委員	1 番 菊 池 利 昌 委員			18 番 川 上 芳 浩 委員		
日 程	議事日程					審議結果
第 1	議事録署名委員の指名について					議長指名済
第 2	議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について					許可相当
第 3	議案第 2 号 共和農業振興地域整備計画の変更について					適格認定
第 4	議案第 3 号 現況証明願					証明可
第 5	議案第 4 号 令和 2 年産水稻作況調査について					原案可決

(午後 1 時 2 6 分 開会)

◎開会宣言

○議長

ただいまから令和 2 年第 8 回共和町農業委員会総会を開催致します。  
1 3 番 石田委員から欠席の申し出がなされております。  
現在の出席委員数は 1 9 名で、定足数に達しており、総会は成立して  
ございます。  
次に、本総会に提出された議案については、お手元に配付した議案綴  
のとおり、議案 4 件でございます。  
なお、本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。  
本日の議事録署名委員は、会議規則第 1 4 条の規定により、1 番 菊  
池委員および 1 8 番 川上委員を指名致します。

◎日程第 2 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第 2、議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に  
ついて」を議題と致します。  
事務局より説明願います。

○農地係長

今回の転用申請は 1 件です。  
(議案第 1 号、議案書を朗読)  
転用位置図で、概要を説明致します。  
はじめに「本申請の経過」をお話ししたいと思います。既存住宅の老  
朽化ならびに手狭のため、新たに農家住宅を建設する目的として、住宅  
地の隣接地である発足 2 5 5 7 番地の内、2 5 0 . 6 9 平方メートルを転用す  
る 4 条申請について、平成 3 0 年 9 月 2 8 日付で、当初の許可をしてご  
ざいます。今年に入って、7 月末に、申請者の代理人の行政書士から、  
延長許可後に、施工業者を変え、建物の設計を一からやり直した旨の相  
談があったため、4 条許可の取り扱いについて、北海道農業会議へ確認  
の上、会長と事務局で協議した結果、平成 3 0 年の当初許可ならびに、  
令和元年の変更許可の取り下げ、併せて再度、4 条申請書を提出させる  
ことに致しました。そのことをすぐに行政書士に話をしたところ、過  
日、先週の 1 7 日、月曜日に、取り下げ申請と同時に、新たな計画に基  
づく 4 条申請書が提出されました。以上が、「本申請の経過」でござい  
ます。それでは、概要の説明に入ります。役場から北西へ約 2 . 5 千メートル、  
発足市街地から道道発足線を、泊方面へ約 3 0 0 メートルの道道沿いに位置  
し、図のほぼ中央左上に網掛けをしております。申請地は、取り下げ  
前と同じ場所でございます。転用面積は、取り下げ前と変わりありませ  
ん。なお、住宅の建築面積は、取り下げ前の申請と比べて、1 . 3 8 平  
方メートル増え、反対に、通路、駐車場、花壇が、その分、面積が減って  
おります。申請地は、都市計画の区域外、農業振興地域は、農用地区域外、  
いわゆる白地でありまして、農地区分は、申請地から、水道管ならびに

下水道管が埋設されている道路の沿道の区域、かつ、おおむね500㎡以内に、役場の発足出張所や発足診療所など、2以上の公共公益的施設が存在するため、原則、転用可能な「第3種農地」と判断致します。現地調査は、中谷委員、藤田委員、小野委員の3名で、先週、19日の水曜日に実施を致しました。申請地は、申請者の既存の住宅ならびに農業用施設と隣接し、営農の拠点となる立地条件から、当該農地を選択、また、転用による周囲への影響もないと認められるため、当該地の選定は、やむを得ないと考えます。なお、30㎡以下の第3種農地の転用は、北海道農業会議への意見聴取の除外対象のため、本日、総会の決定をもって、週明け、8月31日付の許可を予定しております。次の4頁から7頁にかけて、審査表を添付しておりますので、後程ご覧下さい。説明は、以上です。

- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
申請のとおり、許可を与えることに異議ございませんか。  
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

### ◎日程第3 議案第2号 共和農業振興地域整備計画の変更について

- 議長 次に、日程第3、議案第2号「共和農業振興地域整備計画の変更について」を議題と致します。  
事務局より説明願います。

- 農地係長 (議案第2号、議案書を朗読)

共和農業振興地域整備計画において、農用地区域内への農家住宅の建設、植林事業の実施、資材置き場の設置など、転用によって、農用地区域から除外する場合は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法の規定に基づき、共和町長から、意見を求められたものでございます。今回の意見聴取は、1件です。

(9頁から11頁の表を読み上げる)

12頁は、申請箇所「位置図」でありまして、役場から南南西へ約3km、道道老古美小沢停車場線、いわゆる基線沿いに位置してございます。次のページは、申請地周辺における農用地区域の指定状況を示した「土地利用計画図」でありまして、赤色が今回、農用地から除外する申請地、黄色が、農用地区域となっております。次の14頁は、変更後の「共和農業振興地域整備計画」のうち、「農用地区域から除外する土地」の部分抜粋してございます。「除外する土地」として、5行目以降、南幌似の地番、申請地の136筆すべて、記載されます。15頁から18頁にかけては、役場産業課林業畜産係から、同課農業振興係へ提出された「農業振興地域整備計画の変更申請」でありまして、今回の申請地は、先月、共和町長から現況証明願が提出され、農業委員会総会において、証明願の交付決定をしております。このたびの「農振整備計画

」の変更理由は、「長い期間、町営牧場の利用がないことによって、申請地が山林原野化し、牧場の用途廃止をしたこと」によるものでありますが、この農振除外にあつては、先月の総会で決定した現況証明の交付をもって、旧町営牧場の農地が、農業地域の整備に関する法律、いわゆる農振法の第3条で定める「農用地等に該当しない」との判断から、共和農業振興地域整備計画で定めた「農用地区域から除外」するため、法令に基づき、町長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。なお、「農用地等に該当しない」と判断された土地を、「農用地区域からの除外する」にあつての基本的な考え方ですが、①農用地区域に含めるべき土地の要件を満たさなくなった場合、②農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地であること、③当該土地を除外しても、除外後の開発行為を含みますが、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがなく、次に話します2項目も、すべて該当することでありまして、周辺の農業用排水施設等、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない土地、周辺の農用地等において、土砂の流出・崩落等の災害を発生させるおそれがない土地、以上の要件が、すべて該当する場合に、農用地区域から除外できると、されてございます。今回の申請地が、ただちに農用地区域から除外した場合でも、周辺の土地において営農活動を行っている農業者が、不利益を被ることはなく、また、農業振興施策を効率的に実施できなくなるおそれがないため、意見として、「農用地区域に残置しないことが適当」と判断致します。この後、農業委員会として「農振除外は適格」と回答した場合、町において公告・縦覧を行い、北海道の同意を得て、除外手続の完了は、11月10日頃の見込みです。説明は、以上でございます。

- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
（「質疑なし」の声）
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
願出のとおり、「適格と認定」することに異議はありませんか。  
（「異議なし」の声）
- 議長 異議なしと認めます。よって、「適格と認定」する旨、回答することに決定致します。

◎日程第4 議案第3号 現況証明願について

- 議長 次に、日程第4、議案第3号「現況証明願について」を議題と致します。  
事務局より説明願います。
- 農地係長 今回の願出は1件です。  
（議案第3号、議案書を朗読）  
現況証明位置図で、概要を説明致します。  
役場から西へ約2.5<sup>km</sup>、森重機工業の道路斜め向かいの国道276号線沿いに申請地があり、図のほぼ中央に、網掛けをしております。昭

和57年に、前の所有者である父親が死去、その後、すぐに相続登記を行い、現在の申請人が所有してございます。申請地は、都市計画の区域外、農業振興地域は、農用地区域外、いわゆる白地で、多面的支払の農地には、該当しておりません。現地の状況ですが、耕作しておらず、ところどころ草が生え、雑種地の状態にございます。現地調査は、上川委員、浦口委員、川上委員の3名で、今月4日、火曜日に実施を致しました。調査の結果、非農地化から、長い年数が経過し、土地の状況を考慮したとき、農地としての利用を確保する重要度は、極めて低いと見込まれるため、願出は妥当と考えます。なお、地目変更後は、「売買」の意向をお持ちでございます。説明は、以上です。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願出のとおり、証明を与えることに異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

#### ◎日程第5 議案第4号 令和2年産水稻作況調査について

○議長

次に、日程第5、議案第4号「令和2年産水稻作況調査について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

○農地係長

本年産の水稻作況については、8月3日付で、町長から農業委員会会長に対して、調査実施の要請がございました。これを受けて、先週の20日木曜日に、会長・代理・農政農地正副部会長会議、いわゆる五役会議において、調査日などを協議致しました。これまでの「水稻の生育状況」の推移を、普及事務所の高橋主幹から伺っております。今年の「水稻生育の特徴」を手短かに申しますと、水稻の生育は、例年より1日程度早いものの、「茎数が、平年の9割で、少なく推移している」点でありまして、幼穂形成期を迎える6月の中頃から下旬にかけて、気温は高く経過したものの、日照時間が平年を大きく下回ったのが影響したのではないかとでございます。また、登熟は、順調に経過していると伺っております。以上、生育状況の推移や、今後の諸行事などを考慮し、品種や地域による差は若干あるとは存じますが、本年産の水稻作況調査を、来週、「9月4日金曜日」の実施として提案を致します。この後の「実施要領」以降は、小嶋書記が説明を致しますので、お聞き取りを願います。

○農地係

それでは、私の方から、説明させていただきます。はじめに「実施要領」ですが、例年同様でございます。実施日は、9月4日金曜日、集合時間、午前8時30分、集合場所は、役場庁舎1階町民ロビーで、打合せ終了後、順次、現地調査を行ってまいります。次に、実施要領ですが、検見による反収調査でありまして、調査圃場は、全部で19箇所、うち、農済標本田は、5箇所、抽出田は14箇所、委員を4班に分け

て、調査を行います。なお、調査圃場、調査体制は、次ページ以降で説明します。班長は、各圃場で、班での反収を決定の上、書記に口頭で報告を願います。まず最初に「目ならし」として、番号1～4の圃場で、1圃場、15分程度で調査の後、その場で反収を決定、職務代理がその都度、各班の反収を発表します。「目ならし」以外の圃場は、1圃場、10分程度で調査し、各班の書記は、「平均反収」を記録し、青山書記へ都度、報告願います。現地調査を終え、役場に帰庁後、調査結果を集計して、「速報値」を委員の皆さんにお示しをして、数値の確認をしたいと思えます。現地調査の実施後、11月下旬に開催予定の会長・代理・農政農地正副部会長会議、いわゆる五役会議で、水稻共済標本田の坪刈実測の結果、北海道農政事務所公表の作況指数などを参考に、調査結果を調整した後、11月の農委総会での審議を経て、平均反収を正式に決定致します。次のページをお開き下さい。「調査圃場」でありまして、できる限り、継続的に同じ圃場を調査することが望ましいため、圃場を変更しないことを基本に、設定をしております。本年は、抽出田の「ななつぼし」の1箇所を変更してございます。変更した箇所は、7番、「後藤正則」さんの圃場から、約250m、西側にある「菱沼和正」さんの圃場へ変更致します。この変更によって、選定別ならびに作付品種別、地区別の調査箇所は昨年と変わりません。次に、表の右下に記載の、本年産の主要な「作付品種別」の割合ですが、昨年比で、「ななつぼし」は、1.3割の増、「ゆめぴりか」は、0.7割の減でございます。作付割合から圃場数を計算した場合、「ななつぼし」を1箇所増やし、「ゆめぴりか」を1箇所減らす割合となりましたが、旧村単位、いわゆる小沢、前田、発足の各地区で、「ゆめぴりか」を最低1箇所を調査するため、品種別の箇所数を変更しない設定と致しました。なお、「おぼろづき」は、0.1割の減でございます。なお、各圃場の刈取予定日、ならびに倒伏抑制剤の有無を耕作者から事前に聴き取り、調査当日に、お知らせしたいと考えてございます。調査対象圃場の耕作者には、本総会決定後、正式に依頼を致します。次のページをお開き下さい。「班編成・配車」でありまして、昨年と同じ配車としてございます。各班の班長は、農政・農地の正副部長に、それぞれ、お願いしたいと存じます。次に、各班の委員であります。1班は、小野農政部会長が班長で、菊池委員、中谷委員、渡委員、石田委員の5名です。2班は、岡田農地副部会長が班長で、澤田委員、高橋委員、藤田委員、新井委員の5名です。3班は、上川農政副部会長が班長で、北井委員、森英雄委員、熊原委員、浦口代理の5名です。4班は、森孝之農地部会長が班長で、川上委員、児玉委員、高野委員、今村会長の5名です。編成された各班に、運転手を兼ねた書記が就き、班ごとに乗車しての移動でございます。また、普及事務所の高橋主幹にも、書記兼運転手として、調査に同行していただくこととしております。なお、乗車定員の関係で、大変恐れ入りますが、1班の渡委員と石田委員、2班の藤田委員と新井委員には、4班のハイエースに乗車の上、移動をお願い致します。この班編成と配車は、欠席者が出た場合、変更する可能性がありますので、

ご了承願います。説明は、以上です。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。  
（「質疑なし」の声）

○議長 質疑なしと認めます。  
これより、採決致します。  
原案のとおり、決定して異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。よって、本年産の水稻作況調査は、9月4日、  
金曜日、町内19箇所を調査することに決定致します。

#### ◎閉会宣言

○議長 以上で、本総会に付議された案件は全て終了致しました。  
よって、令和2年第8回共和町農業委員会総会を閉会致します。

（午後 1 時 5 1 分 閉会）



農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、

会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

令和 2 年 8 月 2 8 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 1 番 菊 池 利 昌 印

議事録署名委員 1 8 番 川 上 芳 浩 印